

2014年7月31日
企業会計基準委員会

「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」の公表

コメントの募集

2013年6月に、企業会計審議会より、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が公表されています。この「当面の方針」では、国際会計基準（IFRS）の任意適用の積上げの一方策として、IFRSのエンドースメント手続を実施すべきことが記載されており、当委員会において速やかに検討することが期待されると記載されています。

当委員会では、これを受け、「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置し、2013年8月から検討を開始し、今般、2014年7月24日に開催した第292回企業会計基準委員会において、標記の「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」（以下「修正国際基準」という。）の公開草案の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものであり、質問項目を中心としてコメントを頂きたいと考えています。本公開草案に対するコメントは、2014年10月31日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。

なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：jmis2014@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

質問項目

質問 1

修正国際基準の構成について（「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」の公開草案の公表にあたって」（以下「公表にあたって」という。）第 14 項～第 16 項）

本公開草案では、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、会計基準及び解釈指針を合わせて「会計基準等」という。）を直接「削除又は修正」することなく、「削除又は修正」した箇所について企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用しています。この方式を採用する理由は次のとおりです。

- (1) 財務諸表利用者が「削除又は修正」の内容を容易に識別できるようになる。
- (2) 「削除又は修正」を行った理由をより明瞭に示すために、主要な論点ごとに修正会計基準にまとめることが適切と考えられる。
- (3) 修正国際基準が IFRS から派生したものであることがより明らかになると考えられる。

このように「削除又は修正」を行った箇所について、企業会計基準委員会による修正会計基準を公表する方式を採用したことに関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

質問 2

エンドースメント手続の意義について（「公表にあたって」第 8 項～第 11 項）

本公開草案では、「当面の方針」において示された内容を踏まえ、エンドースメント手続の意義として次の事項を挙げています。

- (1) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRS をより柔軟に受け入れることができる。
- (2) エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASB による検討過程において、IFRS の開発に対して我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準等の開発を IASB に促すことが期待される。また、これらのプロセスを通じて、我が国の市場関係者における IFRS への理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待される。
- (3) 任意適用を積み上げていくうえで、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、実務上の困難さがあるものに関するガイダンスや教育文書の開発について検討を行っていく。

ここで挙げられたエンドースメント手続の意義に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 3

「削除又は修正」の判断基準について（「公表にあたって」第 19 項～第 23 項）

本公開草案では、IASB により公表された会計基準等をエンドースメントする際の判断基準として、「当面の方針」に基づき、公益及び投資者保護の観点から、例えば、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案しています。また、そのうえで「削除又は修正」は必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとしています。

この判断基準に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 4

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」では、のれんの非償却に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、企業結合で取得した無形資産の識別などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 5

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」について

企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」では、その他の包括利益項目のノンリサイクリング処理に関する規定について「削除又は修正」を行うことを提案しています。

本公開草案で提案している「削除又は修正」を行う内容及び結論の背景に記載されている「削除又は修正」を行う理由について同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、確定給付制度債務に関する過去勤務費用などの関連する論点については、「削除又は修正」を必要最小限にするなどの理由で「削除又は修正」を行わないことを提案しています。この点についても、同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 6

その他の項目の「削除又は修正」の必要性について

本公開草案で「削除又は修正」を行うことを提案している項目以外で「削除又は修正」を行うべき項目があるとお考えの場合には、「削除又は修正」を行う項目の内容及び「削除又は修正」を行うべきと考える理由をご記載ください。

質問 7

ガイダンスや教育文書の開発について（「公表にあたって」第 35 項～第 37 項）

本公開草案では、IFRS の任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもののうち、会計基準の適用、解釈に関する項目については、今後、我が国で IFRS の任意適用を積み上げていくために、IFRS を適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS 解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、規範性を有するガイダンスの開発を検討し、また、国内における議論を踏まえて規範性を有しない教育文書の開発を検討することを提案しています。

このようなガイダンスや教育文書の開発について、ご意見がありましたら、ご記載ください。

質問 8

その他

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 修正国際基準の構成

修正国際基準は、以下から構成される。

- (1) 「修正国際基準の適用」
- (2) 当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等
- (3) 「企業会計基準委員会による修正会計基準」

当委員会が採択した IASB により公表された会計基準等の一覧は、「修正国際基準の適用」の別紙 1 に記載されている。

■ 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 1 号「のれんの会計処理（案）」の概要

(1) 目的

IASB により公表された会計基準等における企業結合で取得したのれん、関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんの会計処理及び開示に関する規定に対する「削除又は修正」を定めることを目的としている。

(2) 会計処理

- 企業結合で取得したのれんは、耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するように IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の規定を「削除又は修正」する。また、関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんは、耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するように IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の規定を「削除又は修正」する。なお、のれんの耐用年数は、その効果の及ぶ期間によるが、20 年を超えてはならない。
- 関連会社又は共同支配企業に対する投資について、減損損失は、最初に関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんに配分するように IAS 第 28 号の規定を「削除又は修正」する。

(3) 開示

- のれんの償却方法及び耐用年数並びにのれんの償却費が含まれている包括利益計算書の表示科目等を開示するように IFRS 第 3 号の規定を「削除又は修正」する。

■ 企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第 2 号「その他の包括利益の会計処理（案）」の概要

(1) 目的

IASB により公表された会計基準等におけるその他の包括利益に関する会計処理、

表示及び開示の規定に対する「削除又は修正」を定めることを目的としている。

(2) 会計処理

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動

- その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資について、当該投資の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替えるように IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の規定を「削除又は修正」する。
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定することを選択した資本性金融商品への投資について、当該投資が減損しているという客観的な証拠がある場合には、過去にその他の包括利益に認識した損失の累計額は、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替えるように IFRS 第 9 号の規定を「削除又は修正」する。
- その他の包括利益に表示した利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることができるとする IFRS 第 9 号の規定を「削除又は修正」する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動

- 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定し、発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に表示することが要求されている金融負債の認識の中止を行う際には、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替えるように IFRS 第 9 号の規定を「削除又は修正」する。
- その他の包括利益に表示した利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることができるとする IFRS 第 9 号の規定を「削除又は修正」する。

確定給付負債又は資産（純額）の再測定

- その他の包括利益に認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間（予想される退職時から現在までの平均的な期間）で按分した額を、每期その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替えるように IAS 第 19 号「従業員給付」（以下「IAS 第 19 号」という。）の規定を「削除又は修正」する。
- その他の包括利益に認識した金額を資本の中で振り替えることができるとする IAS 第 19 号の規定を「削除又は修正」する。

(3) 開示

確定給付負債又は資産（純額）の再測定

- その他の包括利益に認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に組替調整額として振り替える年数を開示するように IAS 第 19 号の規定を「削除又は修正」する。

■ **適用時期等**

次の項目については、修正国際基準が金融庁により制度化される段階で定められる見込みである。

- (1) 制度の適用対象となる企業
- (2) 制度の適用時期
- (3) 修正国際基準、日本基準及び指定国際会計基準の間の差異に関する記載の要否

以 上